

## 転科規程

**第1条** この規程は、昭和女子大学学則第41条に基づき、転科（異なる学部間で学科を転じる場合を含む。以下、同じ）の手続きについて定める。

**第2条** 転科は、転科先の学科に余裕がある場合、選考のうえ転科を認める場合がある。

**第3条** 転科を希望できる学科は1つの学科のみとし、転科を希望する学生は希望学科の教育方針を理解し勉学に取り組む意思のある者とする。

**第4条** 転科に必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 転科希望の理由を記載した保証人連署の転科願
- (2) 志望理由
- (3) 成績証明書
- (4) その他、転科先の学科が必要とする書類

**第5条** 転科を希望する学生は、教育支援課窓口へ、第4条に定めた書類を提出する。

**第6条** 期日までに定められた書類を提出した者に対し、次のとおり選考を行う。

- (1) 書類選考
- (2) 面接・筆記試験      その他

**第7条** 選考結果は、転科先の学科長および学部長の了承を得た後、大学部局長会の議を経て学長が決定する。

**第8条** 転科の時期は2年次および3年次の進級時のみとし、転科する前年度末までに選考を終了していなければならない。

**第9条** この規程の改廃は、教務部委員会で協議のうえ、大学部局長会の議を経て学長が決定する。

**附 則** この規程は、平成25年4月1日から施行する。（第1条の一部削除、第3条2、項対象者の基準について追加、第8条転科の時期について追加）

**附 則** この規程は、平成27年4月1日から施行する。  
（学校教育法改正に伴う条文の整備）

**附 則** この規程は、令和4年4月1日から施行する。  
（第3条の入試形態による制限を撤廃、第4条の提出書類変更、第5条の書類提出先の変更、第8条の転科学年および時期を明記）